

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案		現行
<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.4 機関</p> <p>1.4.7 陸上試運転 主機、主要な補助機関、動力伝達装置等は、次に定めるところにより陸上試運転を行うこと。</p> <p>-1. 主機及び主要な補助機関 (1) 内燃機関 (a) 新型内燃機関であって附属書 C5-1 の適用を受けるものは、同附属書に定める陸上試運転を行うこと。 (b) (a)以外の内燃機関は、次表により行うこと。この場合、負荷試験の各分力の試験時間は、附属書 C 5-1.5.3.1 の表によること。また、各試験項目の詳細については、JIS F 4304:1999 又は JIS F 4306:1998 に掲げる方法を参考とすること。</p>		<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.4 機関</p> <p>1.4.7 陸上試運転 主機、主要な補助機関、動力伝達装置等は、次に定めるところにより陸上試運転を行うこと。</p> <p>-1. 主機及び主要な補助機関 (1) 内燃機関 (a) 新型内燃機関であって附属書 C5-1 の適用を受けるものは、同附属書に定める陸上試運転を行うこと。 (b) (a)以外の内燃機関は、JIS F 4304:1999 を標準として行うこと。ただし、負荷試験の各分力の試験時間は、附属書 C 5-1.5.3.1 の表によること。</p>
1.4.7-1 (1) (b)の表		
<p>試験項目</p> <p>1/4連続最大出力</p> <p>2/4連続最大出力</p> <p>3/4連続最大出力</p> <p>連続最大出力</p>	機関の用途	
	主機用内燃機関	主要な補助機関 (電気推進船の主発電機 駆動機関を含む)
	プロペラ特性に従った 回転速度	定格回転速度
	同上	同上
	同上	同上
負荷試験の種類		

過負荷出力	同上	同上
逆転試験	自己逆転機関に限る	二
調速機試験	〇	〇
警報及び安全装置の作動試験	〇	〇

(c) (a)及び(b)にかかわらず次に掲げる内燃機関の負荷試験の各分力の試験時間は、次表によることとして差し支えない。

(i) 附属書 C5-1 による陸上試運転に合格した新型内燃機関と同型機関で、その後製造されるもの

(ii) 附属書 C-1 による承認試験に合格した高速機関と同型機関で、その後製造されるもの

(iii) 次のいずれの条件にも適合するもの

- ① 内燃機関の製造認定事業場で量産されるもの、又は製造認定事業場と同程度以上の品質管理のもとに量産されるもの
- ② 部品の互換性を確保するため、特別に設計された治具又は自動機械を使用して生産されるもの
- ③ 組立時に各部品の手仕上を殆んど要しないもの

1.4.7-1 (1) (c)の表

シリンダ径 負荷試験の種類	400mm 以下のもの	400mm を超えるもの
2/4連続最大出力	20分	30分
3/4連続最大出力	20分	30分
連続最大出力	60分	60分
過負荷出力	20分	30分

(以下略)

(c) (a)及び(b)にかかわらず次に掲げる内燃機関は、次表によることとして差し支えない。

(i) 附属書 C5-1 による陸上試運転に合格した新型内燃機関と同型機関で、その後製造されるもの

(ii) 附属書 C-1 による承認試験に合格した高速機関と同型機関で、その後製造されるもの

(iii) 次のいずれの条件にも適合するもの

- ① 内燃機関の製造認定事業場で量産されるもの、又は製造認定事業場と同程度以上の品質管理のもとに量産されるもの
- ② 部品の互換性を確保するため、特別に設計された治具又は自動機械を使用して生産されるもの
- ③ 組立時に各部品の手仕上を殆んど要しないもの
- (iv) 主要な補助機関

表 陸上試運転の方法

(表同左)

(以下略)

1.4.8 解放検査等

施行規則第 24 条第 2 号及び 3 号(それぞれ第 30 条第 2 項に係るものを除く。)並びに第 30 条第 1 項の規定により準備された状態で解放検査及び現状検査を行うこと。

なお、工事中その他の時期にこれらの検査に準ずる検査を行ったものについては、この限りでない。

ただし、内燃機関及びガスタービンの解放検査については、それぞれ次によること。

(1) 内燃機関

(a) 1.4.7-1.(1)(b)による陸上試運転後の解放については、次によること。

(i) 初号機

附属書 C 5-1.5.3.3 の表中、性能試験の欄の解放によること。

(ii) 2 台目以降

負荷試験後の主軸受及びクランクピンの各軸受の温度測定値に異常がなく、かつ、クランクケースの点検口からシリンダライナの内面(2 ストローク機関にあつては、掃気室からシリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストン棒)を確認して異常が認められない場合には、解放を省略してよい。

(b) 1.4.7-1.(1)(c)(i)及び(ii)による陸上試運転後の解放については、上記(a)(ii)と同様として差し支えない。

(c) 1.4.7-1.(1)(c)(iii)による陸上試運転後の解放については、上記(a)と同様として差し支えない。

(d) 第 1 回定期検査における海上試運転時の解放については、次によること。

(i) 主機

主軸受及びクランクピンの各軸受の温度測定値に異常がなく、かつ、クランクケースの点検口からシリンダライナの内面(2 ストローク機関にあつては、掃気室からシリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストン棒)を確認して異常が認められない場合には、解放を省略してよい。

(ii) その他の内燃機関

現状検査

(2) ガスタービン

解放検査に代えて、ボアスコープによる内部の現状検査とすることができる。

1.4.8 解放検査等

施行規則第 24 条第 2 号及び 3 号(それぞれ第 30 条第 2 項に係るものを除く。)並びに第 30 条第 1 項の規定により準備された状態で解放検査及び現状検査を行うこと。

ただし、ガスタービンについては、解放検査に代えて、ボアスコープによる内部の現状検査とすることができる。

なお、工事中その他の時期にこれらの検査に準ずる検査を行ったものについては、この限りでない。

<p>1.7 一般設備</p> <p>1.7.1 (略)</p> <p>1.7.2 居住、衛生及び脱出設備</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 船員に関する設備</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 防音措置等</p> <p>総トン数 1,600 トン以上の船舶(平水区域を航行区域とする船舶並びに船舶安全法施行規則第 1 条第 1 号及び第 2 号の船舶(同項第 2 号の船舶)にあっては自ら漁ろうに従事するものを除く。)について、以下の防音措置等が講じられていることを確認する。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 騒音レベルが 85 dB(A)を超える場所にあつては、以下の設備及び備品が備え付けられていることを確認する。</p> <p>(i) 図記号及び補助標識(船員が通常業務に従事する場合において使用される言語によるもの)からなる警告標識^{*1}。</p> <p>(ii) 当該場所へ出入りする船員が使用するための聴覚保護具^{*2}。</p> <p>※ 1 警告標識は、騒音告示検査心得 4.0.1(a)(1)に基づいて作成されたものであること。</p> <p>※ 2 聴覚保護具は、騒音告示検査心得に基づき適切に選択されたものであること及び必要な数量が備え付けられていること。なお、数量の確認は、船舶設備規程検査心得 115-4-3.2(a)(3)に基づく騒音暴露量決定に際し、当該場所へ出入りする者を何名として決定しているかを確認することとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>1.19 海上試運転</p> <p>1.19.1 ~ 1.19.16 (略)</p> <p>1.19.17 騒音測定試験</p> <p>-1 ~-3 (略)</p> <p>-4 騒音調査報告書</p> <p>船舶設備規程第 115 条 4 の 3 に規定する「騒音調査報告書」が、3. の測定された値を基に作成されていることを確認する。なお、「騒音調査報告書」の様式は船舶設備規程検査心得附属書[12]付録 1 に規定される様式とする。</p>	<p>1.7 一般設備</p> <p>1.7.1 (略)</p> <p>1.7.2 居住、衛生及び脱出設備</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 船員に関する設備</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 防音措置等</p> <p>総トン数 1,600 トン以上の船舶(平水区域を航行区域とする船舶並びに船舶安全法施行規則第 1 条第 1 号及び第 2 号の船舶(同項第 2 号の船舶)にあっては自ら漁ろうに従事するものを除く。)について、以下の防音措置等が講じられていることを確認する。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 騒音レベルが 85 dB(A)を超える場所にあつては、以下の設備及び備品が備え付けられていることを確認する。</p> <p>(i) 図記号及び補助標識(船員が通常業務に従事する場合において使用される言語によるもの)からなる警告標識^{*1}。</p> <p>(ii) 当該場所へ出入りする船員が使用するための聴覚保護具^{*2}。</p> <p>※ 1 警告標識は、船舶設備規程検査心得附属書[12]に基づいて作成されたものであること。</p> <p>※ 2 聴覚保護具は、騒音告示検査心得に基づき適切に選択されたものであること及び必要な数量が備え付けられていること。なお、数量の確認は、船舶設備規程検査心得 115-4-2.2(a)(3)に基づく騒音暴露量決定に際し、当該場所へ出入りする者を何名として決定しているかを確認することとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>1.19 海上試運転</p> <p>1.19.1 ~ 1.19.16 (略)</p> <p>1.19.17 騒音測定試験</p> <p>-1 ~-3 (略)</p> <p>-4 騒音調査報告書</p> <p>船舶設備規程第 115 条 4 の 2 に規定する「騒音調査報告書」が、3. の測定された値を基に作成されていることを確認する。なお、「騒音調査報告書」の様式は船舶設備規程検査心得附属書[12]付録 1 に規定される様式とする。</p>
---	--

第2章 定期的検査等

2.13 液化ガスばら積船

検査項目	定期	1中	2中	3中
<p>2.13.7 その他の特別要件</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置について以下の検査を行う。 貨物タンク、インターバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置、安全装置及び警報装置その他関連の保護金網並びにベント管の排水設備について可能な範囲の外観検査を行う。また、<u>貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。</u></p> <p>-3. 荷役設備について以下の検査を行う。 次に掲げる事項について可能な限り荷役中に現状検査を行う。また、(3)については現状検査及び効力試験を行う。 (1) 貨物用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (2) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 (3) 貨物の移送を遮断するための緊急遮断装置(緊急遮断装置を手動で作動させ、貨物ポンプ及び圧縮機が自動停止することを確認する。)</p> <p>-4. 計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置について以下の検査を行う。</p>	○	○	A	

第2章 定期的検査等

2.13 液化ガスばら積船

検査項目	定期	1中	2中	3中
<p>2.13.7 その他の特別要件</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置について以下の検査を行う。 貨物タンク、インターバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置及び安全装置その他関連の保護金網並びにベント管の排水設備について可能な範囲の外観検査を行う。また、<u>貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。</u></p> <p>-3. 荷役設備について以下の検査を行う。 次に掲げる事項について可能な限り荷役中に現状検査を行う。また、貨物の移送を遮断するための緊急遮断装置の現状検査及び効力試験を行う。 (1) 貨物用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (2) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 (3) 貨物ポンプ及び圧縮機の自動停止及び手動停止装置</p> <p>-4. 計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置について以下の検査を行う。 緊急遮断装置に関連する高液面警報について現状検査及び効力試験を行う。</p>	○	○	A	

また、次に掲げる事項について現状
検査及び効力試験を行う。このうち、実
際の作動状態の試験が困難な場合は、
模擬試験あるいは他の方法によって差
支えない。

- (1) 緊急遮断装置に関連する液面計、
高液面警報及び弁
 - (2) 貨物タンクの液面計、オーバー
ロー制御装置
 - (3) 温度指示装置及び関連装置の警
報装置
 - (4) 貨物タンクの圧力計、高圧警報及
び低圧警報(有している場合)
 - (5) インターバリアスペース及びホル
ドスペースの圧力計測装置及び関連
の警報装置
 - (6) 貨物の圧力/温度を制御する設
備(備えられる全ての冷却装置を含
む。)及び関連の警報装置
 - (7) 固定式及び可搬式ガス検知装置
及び関連の警報装置
 - (8) 酸素濃度計測装置
 - (9) 貨物を燃料として使用するための
設備についての安全装置
- 5. 環境制御装置について、以下の現状
検査を行う。

- (1) 貨物タンクのカスフリー及びバージ
装置、航海中の通常の損失分を補う
ためのイナートガス貯蔵設備並びに
雰囲気監視装置
- (2) イナートガスの使用量が航海中の
通常の損失分を補うために必要な貯
蔵量を超過していないことのイナート
ガスの使用記録による確認

また、次に掲げる事項について現状
検査及び効力試験を行う。このうち、実
際の作動状態の試験が困難な場合は、
模擬試験あるいは他の方法によって差
支えない。

- (1) 緊急遮断装置に関連する液面計
及び弁
 - (2) 温度指示装置及び関連装置の警
報装置
 - (3) 貨物タンク、インターバリアスペー
ス及びホールドスペースの圧力計測
装置及び関連の警報装置
 - (4) 固定式及び可搬式ガス検知装置
及び関連の警報装置
 - (5) 酸素濃度計測装置
 - (6) 貨物を燃料として使用するための
設備についての安全装置
- 5. 環境制御装置について、以下の現状
検査を行う。(メンブレンタンクの場合、
各防熱層の不活性ガス制御装置が正常
に作動していることを船長より聴取す
る。)

- (1) 貨物タンクのカスフリー及びバージ
装置並びにガス採取装置
- (2) 不活性ガス発生装置、不活性ガス
貯蔵装置、乾燥空気装置及び通常の
状態で損失される不活性ガスを補充
するために必要な設備並びにこれら
の乾燥媒体

<p>(3) <u>空気乾燥設備並びにインターバリアスペース及びホルドスペースのパージのためのイナートガス装置</u></p> <p>(4) <u>イナートガス関連装置の圧力制御装置、ガス逆流防止装置及び監視装置等</u></p> <p>-6. <u>消火設備について以下の検査を行う。</u></p> <p>第1章1.14.14項の-5.及び-6.に規定する消火のための装置全般について現状検査に加え、次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。</p> <p>(1) <u>主消火ポンプの遠隔始動装置の作動試験</u></p> <p>(2) <u>水噴霧装置、固定式粉末消火装置並びに貨物ポンプ室及び危険場所の固定式消火装置の確認</u></p> <p>(3) <u>上記(2)に示す装置の操作手順が揭示されていることの確認</u></p> <p>(4) <u>緊急避難のための警報装置の確認</u></p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>(3) <u>不活性ガス関連装置の圧力制御装置、ガス逆流防止装置及び監視装置等</u></p> <p>-6. <u>消火設備について以下の検査を行う。</u></p> <p>水噴霧及び固定式粉末消火装置等について次に規定する検査。</p> <p>甲板泡消火装置については、2.8.3を準用すること。</p> <p>(1) <u>水噴霧装置の効力試験</u></p> <p>(2) <u>固定式粉末消火装置</u></p> <p>(a) <u>粉末消火剤は、附属書 G に定めるところによる。</u></p> <p>(b) <u>粉末消火剤の貯蔵装置の外観検査</u></p> <p>(c) <u>手動ホース管又はモニター及び配管の通気試験</u></p> <p>(d) <u>消火装置の起動用及び加圧用ガス貯蔵圧力容器の外観検査及びガスの検量</u></p> <p>(e) <u>消火装置の遠隔操作装置その他の起動装置及びバルブ等作動試験</u></p> <p>(f) <u>モニター及び消火ホースの作動試験</u></p> <p>(3) <u>引火性の貨物に対する追加の消防員器具の外観検査及び自蔵式呼吸器具の可聴警報装置等の効力試験</u></p> <p>※ <u>自蔵式呼吸器具の予備の容器については、消防設備告示第32条第4号から第6号の規定に基づき積み付けられるものについて確認すること。</u></p> <p>(4) <u>ガス閉囲区画の消火装置及び緊急避難のための警報装置</u></p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>○</p> <p>A</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

(a) 警報装置の効力試験

(b) 固定配管の通気試験

危険場所の電気設備

(同左)

(a) 警報装置の効力試験

(b) 固定配管の通気試験

危険場所の電気設備

(1) 危険場所の電気設備の現状を検査し、防爆型電気機器の保守に関する記録を確認する。さらに絶縁抵抗を測定し現状の設備が健全であることを確認する。ただし、定期的な測定記録が保持されており船舶検査官が差し支えないと認める場合には測定を省略して差し支えない。

(2) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。

-8. 人身保護設備に関し次に掲げる事項について現状検査を行う。なお、除染シャワー及び洗眼器については、効力試験を行う。

(1) 保護器具

(2) 安全器具

(3) 担架及び心臓医療器具

(4) 非常脱出用呼吸器具

(5) 除染シャワー及び洗眼器

(6) 非常時の避難場所

-9. 復原性計算機について以下の検査を行う。

復原性計算機を備える船舶にあっては同計算機の計算機能の確認を行う。

-10. その他の設備

次に掲げる事項について現状検査を行うと共に(11)及び(12)については船内保管及び記載内容の確認を行う。また、(3)に規定する貨物エリア内の区画の通風装置については作動試験を行う。

(1) クロスアラミング設備及び水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。ただし、クロスアラミング設備の現状検査を行うことが困難な場合は、船舶検

○

A

○

○

○

○

○

A

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

A

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

査官が適当と認める検査に代えることができる。									
(2) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 貨物エリア内の閉鎖場所及び貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区画の通風装置及びその予備ファン又はインペラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ、又は甲板保護のための甲板上の防熱材	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 貨物コントロール室、貨物ポンプ及び圧縮機室並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 船体の過冷却防止設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 貨物ホース	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 船体及び貨物管との接地 (貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値がIMΩ以下であること。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 船首尾荷役設備(特に電気設備、消防設備及び貨物コントロール室と陸上施設との通信手段)及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) 危険場所又は区域の電気設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 貨物ログブック、荷役記録並びに貨物格納設備及び荷役設備に関連するマニュアル	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(12) 液化ガスばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(13) 貨物コントロール室	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(14) 貨物コントロール室のガス検知装置及び貨物コントロール室が危険区域である場合に発火源排除のための措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 貨物区域内の閉鎖場所の通風装置及びその予備ファンあるいはインペラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 承認を受けたホース	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 船首尾荷役設備及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(12) (同左)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>(15) IGC コード 3.7 項に規定するビルジ、バラスト及び燃料油設備</p> <p>(16) 操舵室の扉及び窓並びに貨物エリアに面した船楼及び甲板室の舷窓及び窓</p> <p>(17) ガス検知装置の配管について現状を調査する。</p> <p>(18) 貨物タンクの主圧力逃し弁あるいはパイロット弁に非金属のメンブレンが使用されている場合、メンブレンの状態を検査し健全な状態にあることを確認する(メンブレンが 3 年を超えない間隔又は承認された間隔以内で新替されていることを確認する。)</p> <p>(19) ガス危険閉鎖場所の消火装置について固定配管の通気試験を行う。</p> <p>(20) 人身保護設備のうち、安全器具に対して、空気圧縮機を備える場合にあつては、空気圧縮機の効力試験を行う。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
--	---	---	---	---	---

改正案

現行

F 編 認定物件に係る検査

F 編 認定物件に係る検査

3. 機関

3. 機関

3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び 3.3 に定める検査を行う。

3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び 3.3 に定める検査を行う。

3.1の表

区分	型式	物件の名称
①	新型	受検初号機の内燃機関、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、発電機、電動機、変圧器、定周波装置
	特殊型	(略)
(略)		

区分	型式	物件の名称
①	新型	受検台数が2台までの内燃機関、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、発電機、電動機、変圧器、定周波装置
	特殊型	(略)
(略)		

備考 (略)

備考 (略)

3.2 表の区分①の認定物件にあつては、1台ごとに次の検査

3.2 表の区分①の認定物件にあつては、1台ごとに次の検査

3.2.1 蒸気タービン、内燃機関、ガスタービン、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、軸系のクラッチ、逆転機、変速装置及びポンプにあつては、陸上試運転(運転後の解放検査を含む。ただし、内燃機関及びガスタービンの解放検査については、それぞれ次によること。)

3.2.1 蒸気タービン、内燃機関、ガスタービン、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、軸系のクラッチ、逆転機、変速装置及びポンプにあつては、陸上試運転(運転後の解放検査を含む。ただし、ガスタービンについては、解放検査に代えて、ボアスコープによる内部の現状検査とすることができる。)

-1. 内燃機関

B 編 1.4.8.(1)(a)(i)によること。

-2. ガスタービン

解放検査に代えて、ボアスコープによる内部の現状検査とすることができる。

3.2.2 ~ 3.2.8 (略)

3.2.2 ~ 3.2.8 (略)

3.3 表の区分②の認定物件にあつては、次の検査

3.3 表の区分②の認定物件にあつては、次の検査

抽出母集団から抽出した機器について検査を行い、抽出機器がすべて合格すれば、抽出母集団に含まれる非抽出機器については、自主検査の成績表の確認により合格として差し支えない。

(同左)

3.3.1 ~ 3.3.3 (略)

3.3.4 抽出機器の検査の方法

- 1. 内燃機関、船内外機、船外機、空圧縮機、縦軸推進装置、軸系のクラッチ、逆転機、変速装置、ポンプ及び油圧モータ
陸上試運転(運転後の解放検査を含む。)ただし、運転後の解放検査は同一抽出母集団に含まれる非抽出機器により行って差し支えない。
なお、内燃機関にあつては主軸受及びクランクピンの各軸受けの温度測定値に異常がなく、かつ、クランクケースの点検口からシリンダライナの内面(2ストローク機関にあつては、掃気室からシリンダライナ、ピストン、ピストンリング)を確認して異常が認められない場合には、解放検査を省略してよい。(予備検査時の陸上運転後の解放検査も同様とする。)また、始動試験及び1/4連続最大出力試験は、自主検査の成績表の確認としても差し支えない。

3.3.5 ~ 3.3.6 (略)

3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例

認定事業場において製造する機関の重要部品の材料で法第8条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であつてその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。なお、当分の間、BV船級協会が発行する証明書については同様に取扱って差し支えない。

3.3.1 ~ 3.3.3 (略)

3.3.4 抽出機器の検査の方法

- 1. 内燃機関、船内外機、船外機、空圧縮機、縦軸推進装置、軸系のクラッチ、逆転機、変速装置、ポンプ及び油圧モータ
陸上試運転(運転後の解放検査を含む。)ただし、運転後の解放検査は同一抽出母集団に含まれる非抽出機器により行って差し支えない。
なお、内燃機関にあつては主軸受及びクランクピンの各軸受けの温度測定値に異常がなく、かつ、クランクケースの点検口からシリンダライナの内面を検査し(2ストローク機関の場合には掃気室からシリンダライナ、ピストン、ピストンリング)を確認して異常が認められない場合には、解放検査を省略してよい。(予備検査時の陸上運転後の解放検査も同様とする。)また、始動試験及び1/4連続最大出力試験は、自主検査の成績表の確認としても差し支えない。

3.3.5 ~ 3.3.6 (略)

3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例

認定事業場において製造する機関の重要部品の材料で法第8条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であつてその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。なお、当分の間、GL、ABS、DNV及びBV船級協会が発行する証明書については同様に取扱って差し支えない。

改正案

現行

<p>S 編 検査の特例</p> <p>第2章 検査の特例</p> <p>2.2 小型船舶検査機構、登録船級協会及び日本船舶用品検定協会の発行した合格証明書等を有する物件の検査</p> <p>2.2.1 船舶、船舶用機関及び船舶用品であって小型船舶検査機構の発行した合格証明書又は成績書を有するもの、並びに船用品であって登録船級協会の発行した合格証明書又は試験の成績書を有するもの及び日本船舶用品検定協会の発行した成績書を有するものは、当該書類を調査し、検査の方法等が適当なものであり、技術上の基準に適合していることを確かめ、差し支えないと認めるものは、現状検査、船内備付け又は積付け検査及びすえ付け後の効力試験にとどめて差し支えない。</p> <p>2.2.2 2.2.1の合格証明書等は、附属書 A-1 の定める事項が記載されているものであること。</p> <p>2.8 ドック入れ等の特例</p> <p>2.8.1 定期的検査(第3種中間検査を除く。)において、検査ウインド内であれば検査を分離して実施しても差し支えない。この場合、分離する項目については事前に計画書等により確認すること。</p> <p>なお、分離して検査を行った場合は、その執行内容の記録に注意を払うこと。</p> <p>また、定期的検査(第3種中間検査を除く。)において、船舶所有者からドック入れ又は上桟を行う時に検査するものが都合のよいもの、例えば、船底検査、機関解放、プロペラ軸抽出、かじ、船底弁などの項目について検査時期の延期申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査終了日から6ヵ月を超えない時期に管海官庁が検査を指定した場合は、当該事項に係る検査を省略することができる。</p> <p>2.8.2～2.8.4 (略)</p>	<p>S 編 検査の特例</p> <p>第2章 検査の特例</p> <p>2.2 小型船舶検査機構、日本海事協会及び日本船舶用品検定協会の発行した合格証明書等を有する物件の検査</p> <p>2.2.1 船舶、船舶用機関及び船舶用品であって小型船舶検査機構の発行した合格証明書又は成績書を有するもの、並びに船用品であって日本海事協会の発行した合格証明書又は試験の成績書を有するもの及び日本船舶用品検定協会の発行した成績書を有するものは、当該書類を調査し、検査の方法等が適当なものであり、技術上の基準に適合していることを確かめ、差し支えないと認めるものは、現状検査、船内備付け又は積付け検査及びすえ付け後の効力試験にとどめて差し支えない。</p> <p>2.2.2 (同左)</p> <p>2.8 ドック入れ等の特例</p> <p>2.8.1 定期的検査(第3種中間検査を除く。)において、検査ウインド内であれば検査を分離して実施しても差し支えない。この場合、分離する項目については事前に計画書等により確認すること。</p> <p>なお、分離して検査を行った場合は、その執行内容の記録に注意を払うこと。</p> <p>また、定期的検査において、船舶所有者からドック入れ又は上桟を行う時に検査するものが都合のよいもの、例えば、船底検査、機関解放、プロペラ軸抽出、かじ、船底弁などの項目について検査時期の延期申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査終了日から6ヵ月を超えない時期に管海官庁が検査を指定した場合は、当該事項に係る検査を省略することができる。</p> <p>2.8.2～2.8.4 (略)</p>
---	--

改正案

現行

附属書C 機関の検査に関する附属書

附属書C 機関の検査に関する附属書

1. 承認試験

1. 承認試験

1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)

1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)(編集注:平成18年8月1日施行)

1.3.1 ゴムホース、ビニル管、テフロン管等(以下「ゴムホース等」という。)は、以下に定める承認試験を行う。ただし、破裂試験、衝撃圧力試験及び耐炎試験はプロトタイプ(一定の型式のもので初めて検査を行うもの)のみとして差し支えない。

1.3.1 ゴムホース、ビニル管、テフロン管等(以下「ゴムホース等」という。)は、以下に定める承認試験を行う。

-1. ISO 1402 又は JIS K 6330 に準じた耐圧試験及び破裂試験(最小破裂試験圧力は設計圧力の4倍以上とすること。)

(同左)

-2. JIS K 6349:2012 に準じた衝撃圧力試験(液圧用に限る。)

-3. 下図の方法による耐炎試験(機関室内の管径のうち、燃料油、潤滑油及び作動油並びに浸水に直接影響を及ぼす海水管系の用途に使用される場合に限る。)

耐炎試験の方法(図参照)

長さ1mの試料を水平に設置(ベンゼンバーナー(口径約10φ 炎の全長約125mm、内炎の長さ約40mm)で試料の中央部分へ下方45度の方向より、内炎の先端を試料に60秒間加炎する。その後最高使用圧力の1.25倍の圧力をかけ漏れのないことを確かめること。)

耐炎試験の方法(図省略)

7. プロペラ軸等の精密な検査

7. プロペラ軸等の精密な検査

表 K1 K2 K3 K4及びKwの値

表 K1 K2 K3 K4及びKwの値

プロペラボスの材料	$\frac{CAC301}{(HBsC1)}$	$\frac{CAC302}{(HBsC2)}$	$\frac{CAC702}{(AIBC2)}$	$\frac{CAC703}{(AIBC3)}$	$\frac{CAC704}{(AIBC4)}$
K1	9.27	9.27	8.49	8.49	8.49
K2	1.65	1.65	1.4	1.4	1.4
K3	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55

プロペラボスの材料	$\frac{HBsC1}{}$	$\frac{HBsC2}{}$	$\frac{AIBC2}{}$	$\frac{AIBC3}{}$	$\frac{AIBC4}{}$
(同左)					

(同左)